

序章 計画改定にあたって

第1節 計画の目的と改定の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、豊岡市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、区域内から発生する一般廃棄物の処理を計画的に推進していくために策定するものである。

本市では、ごみの減量・資源化及び適正処理・処分を推進するとともに、北但1市2町（豊岡市、香美町、新温泉町）で構成する北但行政事務組合において、新たな処理施設（以下「北但ごみ処理施設」という。）の整備を推進するため、平成18年2月に「豊岡市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、同年3月に計画書としてとりまとめたところである。

一方、国においては、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法を始めとする廃棄物処理法や個別リサイクル法の制定・改正などの法整備が積極的に行われ、平成22年12月には、廃棄物処理法に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」により、廃棄物の減量等の新たな目標値が示されている。

こうした国の動向や社会経済情勢の変化、本市におけるごみ処理の現状や新たな課題などを踏まえ、前計画の点検・評価を行った結果、人口予測やごみ量予測などに乖離が生じていることから、このたび計画を改定するものである。

第2節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針」では、長期計画の目標年次は、10年から15年先とされている。また、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当とされている。

これを踏まえ、平成18年度を計画初年度とする前計画を改定し、平成24年度を初年度とし、平成38年度を目標年次とする15年間を計画期間とする。

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定にあたっての指針について（平成20年6月19日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課通知）

（抜粋）一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当である。

第3節 前計画における成果と課題

前計画では、各種施策により市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力を行い、循環型社会形成に向けた市のごみの排出抑制・再資源化の実践を目指した。

その結果、計画初年度の平成18年度とごみ量が最少となった平成22年度を比較すると約8,354 t（約23%）の減量が達成され、再生利用率も1.7%上昇するなど、ごみの減量・資源化ともに大きな成果が得られた。

しかしながら、前計画に掲げた施策を個々に評価すると、達成ができ、成果に繋がっているものがある一方で、成果に繋がっていない若しくは未実施の項目があった。

このたび改定する本計画においては、前計画で成果のあった項目については、さらに取組を強化して継続し、また、成果に繋がっていない若しくは未実施の項目については、現在の社会情勢の変化や市内のごみ排出の状況を踏まえ、取組内容の再検討と見直しを行うことが必要である。

さらに、平成23年度のごみ量は、順調に減少を続けてきた平成22年度に対し、増加に転じていることから、今後のごみ量の動向には十分注意を払うとともに、この新たな局面に対し、これまで以上にごみの排出抑制・資源化施策を推進し、循環型社会の構築を強く押し進めることが求められる。